大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 第１章　総則（目的）第１条　（同右）（基本方針）第２条　（同右）（研修の課程及び内容等）第３条　（同右）２　研修の科目及び実施内容については、第21条に規定する別に定める基準以上のものとする。第２章　事業者の指定等（指定）第４条　事業者の指定は、第５条に規定する要件をすべて満たす者で、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。２　事業者の指定に係る標準処理期間は60日以内とする。３　申請者は、第１項の申請にあたっては、前条第１項に規定する課程の全部又は一部を申請するものとする。４　知事は、申請者に対して、指定の決定をしたときは通知するものとし、指定をしない決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。５　知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や助言・指導を行うことができる。（指定の要件等）第５条　知事は、申請者が次に掲げる要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。(1)　法人（特別法により法人格を取得している団体を含む。）であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす任意の団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。イ　代表者が定められていること。ロ　運営に関する規約等が定められていること。ハ　ロに基づいた運営がなされているとともに、相当の活動実績を有していること。ニ　会計が適切に処理されていること。(2)　研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。(3)　研修事業の趣旨および内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。(4)　研修事業が、大阪府内（指定都市を除く。）で実施されること。(5)　研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。(6)　毎事業年度ごとに１回以上研修が実施できる体制を整えていること。(7)　直近１事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。(8)　各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。(9)　講義を実施するために必要な広さの場所が確保されていること。(10)　学則を定めていること。(11)　前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。２　知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。(1)　介護保険法（平成９年法律第123号）若しくは介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の２に定める法律罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(2)　 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(3)　第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。(4) 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。）により、事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。(5)　大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。イ　「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）第１条第３号から第７号に掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修事業者、障がい者居宅介護従業者基礎研修事業者、重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者ロ　告示第１条第20号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年３月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第３号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第４号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護従業者基準第５号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者ハ　「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）第３条第１項第２号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者(6)　介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者であるとき。(7)　 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。(8)　第３号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して５年を経過しない者であるとき。(9)　前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。(10)　申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者ロ　第１号及び第２号に該当する者ハ　第３号から第７号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者ニ　第８号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して５年を経過しない者(11)　申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する「暴力団」ロ　法第２条第６号に規定する「暴力団員」ハ　大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」（指定申請の手続き）第６条　申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する90日前までに、知事に提出しなければならない。(1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）(2)　研修事業の名称(3)　研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地(4)　研修開始予定年月日２　前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。(1)　資産の状況を示す書類イ　決算報告書（直近１事業年度のもの）・貸借対照表・損益計算書・個別注記表ロ　会社法に係る事業報告書ハ　会社案内冊子ニ　組織図(2)　定款、寄附行為その他の基本約款(3)　履歴事項全部証明書の原本（法人の場合）(4)　第５条第２項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報（審査情報は、紙媒体及び磁気媒体を提出すること。）(5)　情報公開している場合、公表情報の内訳及び公表資料（ホームページに掲載しているものをプリントアウトしたものを添付すること。）(6)　印鑑証明書の原本（実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出）(7)　研修の収支予算書及び今後２年間の財政計画書(8)　学則(9)　講師一覧表(10)　講師履歴書(11)　講義室使用承諾書の写し及び平面図（自己所有の場合は平面図）(12)　修了証書及び修了証明書(携帯用)の様式３　申請者は、第１項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて届け出なければならない。(1)　指定を受けた後、初めに実施する研修の開講日が属する年度の年間実施計画(2)　指定を受けた後、初めに実施する研修の開講届の書類一式（課程の追加の手続き）第６条の２　事業者は、実施する課程の追加を申請する場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する60日前までに、知事に提出しなければならない。(1)　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）(2)　研修の名称(3)　課程(4)　研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地(5)　研修開始予定年月日(6)　現に指定を受けている課程２　前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(1)　第６条第２項（6）から（12）までに掲げる書類３　申請者は、第１項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて提出しなければならない。(1)　承認を受けた後、初めに実施する当該課程の研修の開講日が属する年度の年間実施計画 (2)　承認を受けた後、初めに実施する当該課程の研修の開講届の書類一式４　知事は、申請の内容が第1項から第3項までに規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。 第３章　研修事業の実施（年間実施計画の届出）第７条　事業者は、毎事業年度ごとに研修事業に係る年間実施計画を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。(1)　当該事業年度開始前の３月31日(2)　当該事業年度の研修事業に関して最初に開講する日の30日前２　事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。３　事業者は、第１項又は第６条第３項第１号若しくは第６条の２第３項第１号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。（開講届）第８条　事業者は、研修を実施する際には、開講届を開講する30日前までに、知事に提出しなければならない。２　事業者は、前項、第６条第３項第２号又は第６条の２第３項第２号の規定により届け出た事項に変更が生じる場合は、変更後の開講届を提出し、知事の承認を得なければならない。（休講届）第９条　事業者は、第６条第３項第２号、第６条の２第３項第２号又は前条第１項による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなった場合には、休講届を速やかに、知事に提出しなければならない。（変更届）第10条　事業者は、指定内容に関して第21条に規定する別に定める事項に変更が生じる場合には、変更届を、原則としてその変更事項が生じる日の10日前までに、知事に提出しなければならない。（休止及び再開届）第11条　事業者は、第７条第１項又は第３項による年間実施計画を届け出る際において、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を同時に知事に提出しなければならない。２　前項の年間休止届の期間（現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。）が２ヶ年度にわたる場合は、第15条第１項に規定する届出があったものとみなすことができるものとする。なお、２ヶ年度にわたる場合とは、１事業年度（４月１日から翌年３月31日まで）の休止を２年連続で行った場合をいう。２　事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第７条第１項による年間実施計画及び第８条第１項による開講を届け出なければならない。なお、前項に該当する事業者は、第６条第２項に規定する書類を併せて提出しなければならない。（修了証書等の交付）第12条　事業者は、受講者が第３条第１項に掲げるそれぞれの研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証書及び携帯用修了証明書を修了者に遅滞なく交付しなければならない。２　前項により修了を認定する際には、修了評価を厳正に実施しなければならない。（実績報告）第13条　事業者は、研修終了後60日以内に、当該研修に係る実績を報告しなければならない。（要領にて規定）（助言・指導）第14条　（同右）第４章　研修事業の廃止（廃止届）第15条　事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、廃止する10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。２　（同右）３　（同右）第５章　調査及び指導（実地調査等）第16条　知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、研修事業に係る報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者又は事業者の関係者に対し出頭を求め、説明を聴取するなど、所要の検査をすることができる。２　知事は、必要があると認めるときは、事業者の事業所に立ち入り、関係者から意見等を求めるとともに、研修事業全般に関する書類や設備・教材等について実地調査することができる。３　事業者は、前２項に定める知事の求めに対し、誠実かつ誠意をもって対応しなければならない。４　第１項及び第２項に定めるもののほか、実地調査における細則は第21条に規定する別に定めるものとする。（勧告、命令等）第17条　（同右）２（同右）３　知事は、第１項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、当該事業者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。４　（同右）（指定の取消し等）第18条　知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(1)　第２条に規定する基本方針に違反すると認められるとき。(2)　第５条第１項の要件を満たさなくなったとき。(3)　不正な手段により指定を受けたとき。(4)　第７条から第11条まで若しくは第15条に規定する届出、又は第13条に規定する報告について、虚偽があったとき。(5)　虚偽又は偽造した修了証書又は携帯用修了証明書を受講者等に交付したとき。(6)　第16条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。(7)　第16条の規定により出頭を求められてもこれに応じず、また同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(8)　前条第３項の規定における命令に、正当な理由がなく、定める期間内に従わなかったとき。(9)　次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。イ　居宅介護職員初任者研修及び障がい者居宅介護従業者養成研修　大阪府居宅介護職員初任者養成研修等事業者指定要綱ロ　重度訪問介護従業者養成研修　大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱ハ　移動支援従業者養成研修　大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱ニ　同行援護従業者養成研修　大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱ホ　介護員養成研修　大阪府介護員養成研修事業者指定要綱(10)　第５条第２項第10号の要件に該当したとき。(11)　前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。（聴聞の機会）第19条　知事は、前条に定める指定の取り消し又は指定の効力の停止を行う場合においては、事業者に対して聴聞を行うものとする。第６章　その他（書類の保存）第20条　（同右）（その他）第21条　（同右）附　則（施行期日等）（同右）附　則（施行期日）この要綱は、平成26年３月31日から施行する。 | 第１章　総則（目的）第１条　「難病特別対策推進事業について」（平成１０年４月９日健医発第６３５号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）第８の４の（６）の規定による難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者（以下「事業者」という。）としての指定については、国実施要綱及び「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の運営について」（平成１８年３月２８日健疾発第０３２８００４号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。（基本方針）第２条　事業者は、難病患者等ホームヘルプサービス事業の質の向上に資するホームヘルパーの養成に努めるとともに、関係通知並びにこの要綱で定める基準等を遵守しなければならない。２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供することができるホームヘルパーの養成に努め、人権に係る啓発について十分留意しなければならない。３　事業者は、研修事業の実施に当たっては、受講者等の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。４　事業者は、受講者及び研修事業に従事する者に対して、研修事業において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。５　事業者は、常に研修の充実及び質の向上に努めなければならない。６　事業者は、適正かつ円滑な研修事業の実施に努めなければならない。（研修の課程及び内容等）第３条　研修の課程は、難病基礎課程Ⅱ、難病基礎課程Ⅰ及び難病入門課程とする。２　各課程の研修カリキュラム及び研修時間数は、別表のとおりとする。なお、研修内容及び実施については別に定める基準以上のものとする。第２章　事業者の指定等（指定）第４条　事業者の指定は、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、事業者ごとに行うものとする。２　申請者は、前項の申請にあたっては、前条第１項に規定する課程の全部又は一部を申請するものとする。３　知事は、申請者に対して、指定要件の審査のために必要な調査を行うことができる。（新設）（指定の要件等）第５条　知事は、申請者が次に掲げる要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。(1)　法人であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。イ　代表者が定められていること。ロ　規約等が定められていること。ハ　ロに基づいた運営がなされているとともに、相当の活動実績を有していること。ニ　会計が適切に処理されていること。(2)　研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。(3)　研修事業の趣旨および内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。(4)　研修事業が、大阪府内（指定都市を除く。）で実施されること。(5)　研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。(6)　年に１回以上、研修を実施できる体制を整えていること。(7)　第３条第２項に定める基準以上の研修が実施できること。(8)　各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。(9)　学則を定めていること。（新設）（新設）２　知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。(1)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）若しくは介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３５条の２に定める法律、又は障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）若しくは障害者自立支援法施行令（平成１８年政令第１０号）第２２条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(2)　第１８条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。(3) 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。）により、事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。(4)　大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。イ　介護保険法施行令第３条第１項第２号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者　⇒ハロ　「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３８号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。）第１条第２号から第５号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」（平成１９年１月３０日障発第０１３０００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者　⇒イハ　指定居宅介護等従業者基準第１条第１６号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年３月３１日厚生労働省告示第２０９号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第３号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第４号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第５号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者　⇒ロ(5)　介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者であるとき。(6)　障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。(7)　第２号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して５年を経過しない者であるとき。(8)　前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。(9)　申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者ロ　第１号に該当する者ハ　第２号から第６号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者ニ　第７号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して５年を経過しない者（新設）（指定申請の手続き）第６条　申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する６０日前までに、知事に提出しなければならない。(1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）(2)　研修事業の名称(3)　研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地(4)　研修開始予定年月日２　前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。(1)　事業者に関する事項イ　資産の状況を示す書類ロ　定款その他の基本約款等ハ　登記事項証明書等（法人の場合）ニ　前条第２項各号に該当しない旨の誓約書(2)　研修事業に関する事項イ　研修の収支予算及び向こう２年間の財政計画ロ　学則ハ　講師一覧表ニ　講師履歴書ホ　修了証書及び携帯用修了証明書の様式(3)　その他指定に関し必要があると知事が認める事項３　申請者は、第１項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて届け出なければならない。(1)　指定を受けた後、初めに実施する研修の開講日が属する年度の年間実施計画(2)　指定を受けた後、初めに実施する研修の内容を記した書類（新設）第３章　研修事業の実施（年間実施計画の届出）第７条　事業者は、毎事業年度ごとに研修事業に係る年間実施計画を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に届け出なければならない。(1)　当該事業年度開始前の３月３１日(2)　当該事業年度の研修事業に関して最初に開講の旨を届け出る日２　事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。３　事業者は、第１項又は前条第３項第１号で届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に届け出なければならない。（開講の届出）第８条　事業者は、研修を実施する際には、その内容を記した書類を開講する３０日前までに、知事に届け出なければならない。２　事業者は、前項又は第６条第３項第２号の規定により届け出た事項に変更が生じる場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。（休講の届出）第９条　事業者は、第６条第３項第２号又は前条第１項による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなった場合には、休講届を速やかに、知事に届け出なければならない。（変更の届出）第１０条　事業者は、指定内容に関して別に定める事項に変更が生じる場合には、変更の内容を記した書類を、原則としてその変更事項が生じる日の１０日前までに、知事に届け出なければならない。（休止及び再開の届出）第１１条　事業者は、第７条第１項又は第３項による年間実施計画を届け出る際において、当該年度における研修事業を実施しない場合は、その旨及び次に掲げる事項を、同時に知事に届け出なければならない。(1)　研修の名称(2)　休止する年度(3)　休止する理由（新設）２　事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第７条第１項又は第３項による年間実施計画及び第８条第１項による開講を届け出なければならない。（修了証書等の交付）第１２条　事業者は、受講者が第３条第１項に掲げるそれぞれの研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証書及び携帯用修了証明書を修了者に遅滞なく交付しなければならない。（実績報告）第１３条　事業者は、研修終了後６０日以内に、当該研修に係る実績を報告しなければならない。２　前項の実績報告を行う際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(1)　修了者名簿及び電磁的記録(2)　出席簿の写し(3)　科目免除要件を確認した書類の写し（科目の免除を行った場合）(4)　受講要件を確認した書類の写し(5)　その他知事が必要があると認めるもの（助言等）第１４条　知事は、研修が健全かつ円滑に実施されるように、事業者に対して必要な助言及び指導を行うことができる。第４章　研修事業の廃止（廃止の届出）第１５条　事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、廃止する１０日前までに、その旨及び次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(1)　研修の名称(2)　廃止する年月日(3)　廃止する理由２　知事は、事業者が２ヶ年度にわたって研修を実施しなかった場合又は年間実施計画を届け出なかった場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなすことができる。３　事業者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。第５章　調査及び指導（実地調査・報告等）第１６条　知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者に対し出頭を求め、又は関係者に対し、質問し、若しくは事業所に立ち入り、研修事業に関する書類や設備・教材等を検査することができる。（新設）（勧告、命令等）第１７条　知事は、事業者が第５条第１項の要件を満たしていないと認めるときは、期限を定めて、当該事業者に対し基準を遵守すべきことを勧告することができる。２　知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。３　知事は、第１項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、当該事業者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。４　知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公表するものとする。（指定の取消し等）第１８条　知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(1)　第２条に規定する基本方針に違反すると認められるとき。(2)　第５条第１項の要件を満たさなくなったとき。(3)　不正な手段により指定を受けたとき。(4)　第７条から第１１条まで若しくは第１５条に規定する届出、又は第１３条に規定する報告について、虚偽があったとき。(5)　虚偽又は偽造した修了証書又は携帯用修了証明書を受講者等に交付したとき。(6)　第１６条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。(7)　第１６条の規定により出頭を求められてもこれに応じず、また同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(8)　前条第３項の規定における命令に、正当な理由がなく、定める期間内に従わなかったとき。(9)　次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。イ　介護員養成研修　大阪府介護員養成研修事業者指定要綱⇒ホロ　居宅介護従業者養成研修　大阪府居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱　⇒イハ　重度訪問介護従業者養成研修　大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱　⇒ロニ　移動支援従業者養成研修　大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱　⇒ハホ　同行援護従業者養成研修　大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱　⇒ニ (10)　前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。（新設）第６章　その他（書類の保存）第１９条　事業者は、研修事業に関する書類について、研修が修了した日を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。(1)　修了者台帳　永年(2)　受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類　５年(3)　その他研修に関する書類　１年（その他）第２０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。附　則（施行期日等）この要綱は、平成１８年１１月２９日から施行する。ただし、第４条から第１０条まで、第１３条、第１６条から第１８条及び第２０条に掲げる規定については、平成１８年１２月１日以降に実施する研修から、第１１条及び第１５条第２項の規定については、平成１９年４月１日以降に実施する研修事業から適用する。（経過措置）１　この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休廃止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。２　平成１８年１２月１日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第８条第１項に規定する届出があったものとみなす。３　第５条第２項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。附　則（施行期日等）この要綱は平成１９年３月１日から施行する。（経過措置）第５条第２項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。附　則（施行期日）この要綱は、平成１９年８月１日から施行する。附　則（施行期日）この要綱は、平成２３年１２月１５日から施行する。（新設） |